

令和7年9月4日

保護者 様

さいたま市立尾間木小学校
校 長 丹後 雅博

台風15号接近に伴う臨時休業の基準等について(お知らせ)

平素から本校の教育活動についてご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、台風15号の接近に関しまして、本市および本校の対応についてお伝えいたします。

台風の進路において、現時点での予報に基づき、下記の内容をご確認いただき、対応していただくようお願いします。

記

1 一斉臨時休業の基準

対象とする気象警報		判断基準及び対応
熊谷地方気象台が発表する本市域を対象とした気象警報のうち右に該当するもの	特別警報 (大雨・暴風・暴風雪・大雪)	午前6時 の時点で ・左の気象警報の1つ以上が発表継続中の場合、 又は ・午前9時までに左の気象警報級の現象となる予想が示されている場合、 その日を一斉臨時休業とする。
	暴風警報	
	暴風雪警報	

2 一斉臨時休業を行う場合の連絡方法

- (1) 午前6時時点で上記判断基準に該当している場合、教育委員会から速やかに学校安心メール全登録者へ、連絡メールを配信します。
- (2) 学校安心メールに登録されていない保護者の方には、学校から連絡いたします。ただし、時間がかかりますので、できるだけ事前の登録をお願いします。
- (3) その他、必要に応じて、学校から学校安心メール等で情報をお伝えいたします。

3 その他

- (1) 一斉臨時休業を決定した後、当日天候が回復しても、学校施設や通学路の安全確認等が必要であることを踏まえ、登校時刻を繰り下げて授業を実施することはありません。
- (2) 上記判断基準に該当しない場合においても、校区内の状況等により、児童生徒の安全確保のため、校長判断で「臨時休業」「登校を遅らせる」等の対応をとることがあります。
- (3) 市や学校から連絡がなくても、風雨が激しく安全に登校ができそうにない状況のときは、保護者の判断で登校を見合わせてください。その際、遅れて登校した場合やお休みした場合でも、遅刻・欠席扱いにはなりません。なお、その場合は欠席連絡フォームで学校にご連絡ください。

担当 教頭 福光・中込
電話 873-6000

〈一斉臨時休業の基準についての問い合わせ〉
さいたま市教育委員会 健康教育課
電話 829-1679